

オープンイノベーション機構の 整備事業公募要領

平成30年4月
文部科学省

目 次

1. オープンイノベーション機構の整備事業のねらい	3
2. オープンイノベーション促進システムについて	6
3. 事業の概要	
(1) 事業の内容等	8
(2) 申請主体等	10
(3) 申請内容	10
(4) 選定件数及び事業規模	12
(5) 事業期間	12
(6) 経費	13
(7) 申請主体の自助努力	13
4. 申請について	13
5. 審査方法等	
(1) 審査方法	14
(2) 審査基準	14
(3) 審査に関する留意事項	15
6. 公募期間等スケジュール	15
7. その他の留意事項	
(1) 補助金交付等の手続きについて	16
(2) 申請書類の取扱い	16
8. 問い合わせ先	16

1. オープンイノベーション機構の整備事業のねらい

(オープンイノベーションの本格化)

現在、我が国の大学を取り巻く状況は劇的に変化しつつあります。経済社会のグローバル化や新興国の台頭、人工知能やIoT等の新技術の発展等により、産業構造が、これまでの大量生産・大量消費の資本集約型から知識そのものが価値となる知識集約型へと、過去に類を見ないほどの速さで大きく転換しつつあります。

産業構造が資本集約型から知識集約型に大きく転換しようとする中で、我が国の科学技術イノベーション政策の基本的方向を定める第5期科学技術基本計画では、我が国において、国際社会のダイナミズムを取り込みつつ、グローバルでオープンなイノベーションシステムを形成していくことが重要であるとの考え方を示しています。

こうした中で、オープンイノベーションを本格化させようという動きが、産業界では活発になりつつあります。自前主義から脱却しなければ、厳しい国際競争には勝ち残ってはいけないという認識に基づき、大学の総合力を活用した多様性ある研究活動の重要性が高まっているとの声が、産業界から上がっている状況です。これは、言い換えれば、優れた知識・技術、人材が集積する我が国の大学に対し、産業界と共同して先進的な知識集約型産業を生み出すプラットフォームとなることを産業界が要請しているのです。

さらに、これまでの産学連携に目を向ければ、主に大学と企業の研究開発部門との協力が主であったところ、最近では、大型の共同研究を推進するため、研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めた各階層で大学との連携を行うニーズが顕在化しており（図1）、それに応じた大学側の体制整備を行うことが必要となっています。

このように、これまでの研究者個人レベルでの連携から、組織レベルでの連携、つまり、「組織」対「組織」による本格的な産学官連携が求められています。

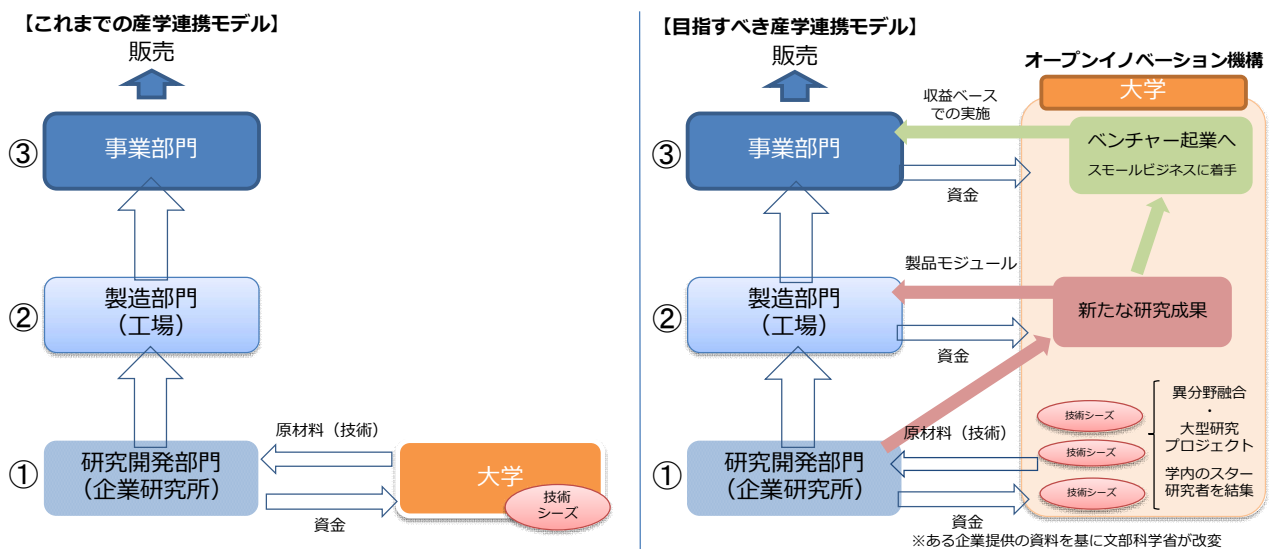


図1 大型民間投資を呼び込むために必要となる取組

(大学が有する課題)

一方で、我が国の大学においては、「組織」対「組織」による産学連携を実施する上で、海外の有力大学と比べると、①企業に対する提案力、②部局横断的なチーム編成など連携の柔軟性、③財務・知財管理等に関するマネジメント体制等に課題があると産業界から指摘されているところです。

こうした課題を解決するべく、政府においては、未来投資戦略（平成 29 年 6 月閣議決定）で、2025 年度までに大学に対する企業の投資額を 3 倍とするという高い目標を定め、さらに、それを実現するために「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」（平成 28 年 11 月、以下「ガイドライン」という。）を策定し、大学の抱えるマネジメント上の課題とそれに対する処方箋を示したところです。

また、この政策を一步進めるため、産学官連携の阻害要因を分析し、具体的な解決策を見出すことを目的として、文部科学省において、平成 29 年 1 月以降 4 回にわたって「オープンイノベーション共創会議」が開催され、同年 7 月に「オープンイノベーションの本格的駆動に向けて」がとりまとめられ、オープンイノベーション機構の整備が提唱されました。

大学における産学連携マネジメントの課題とその処方箋はガイドラインにおいて示されましたが、昨今産業界を中心に顕在化しつつある、研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めた各階層で大学との連携を行うニーズに対応するには、その担い手となる大学において、これまでにない高度で機動的なマネジメント機能を措置する必要があります。これが、オープンイノベーション機構の整備事業のねらいです。

(本施策のメッセージ)

「組織」対「組織」の本格的産学連携を実現するにあたって、大学が備えるべき要素は、以下のものであると考えています。

① 競争領域を中心とした大型共同研究のマネジメントを可能とする体制

- － 学内の複数の研究シーズを組み合わせる等により、企業にとって魅力的な共同研究を提案する企画提案
- － 共同研究の契約額の設定や進捗管理や円滑な企業との調整・交渉
- － 企業の事業戦略に応じた戦略的な知財マネジメント
- － 競争領域における利益相反処理やリスクマネジメント
- － 適切な責任・権限体系の確立、財務管理体制の構築

② 優れた研究者の研究領域や学部等を横断した組織化

- － 理学、工学のみならず、人文・社会科学などの一流の研究者をオーケストラのように研究領域や学部等を横断した組織化
- － 研究者の組織化を実現するため、大学におけるインセンティブシステムの設計

本事業は、このような要素を持つオープンイノベーション機構の整備を支援するものです。

他方、各大学の置かれている状況は極めて様々です。大学の組織構造も多種多様であることから、上記の 2 つの要素を備えたオープンイノベーション機構を、各大学に最適な形で提案していただきたいと考えています。イノベーションというブレークスルーを生み出す組織を、各大学の実情にそってご提案ください。

また、大学側から見ると、オープンイノベーション機構のねらいは、大学の財政基盤の強化につながる側面もあります。オープンイノベーション機構は、企業との「組織」対「組織」による大型共同研究の実施を通じて、大学のプロフィットセンターの役割を担うべき組織です。国の財政状況が厳しい中で、各大学においては、財源の多様化を図る必要に迫られており、オープンイノベーション機構の整備により、民間資金を誘引し、将来的には機構の自立的経営も見据えられるような財政基盤の強化を実現してください。

さらに、科学技術が目まぐるしく変化している現代において、大学は、その動向に合わせて資源配分や組織の在り方を柔軟に変化させていくことが求められています。オープンイノベーション機構の整備により、人事・給与体系や資源配分など、大学のシステム改革を一層加速させてください。

2. オープンイノベーション促進システムについて

オープンイノベーション機構を整備し、「組織」対「組織」の本格的産学官連携の高度なマネジメント体制を整備し、オープンイノベーション機構を自立的に運営していくためには、機構が管理する大型の共同研究案件を持続的に生み出す基盤づくりが必要となります。

そこで、オープンイノベーション機構については、国立研究開発法人科学技術振興機構の事業である「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（以下、「OPERA」という。）」と連携させ、パッケージとして運用することが効果的です。この「オープンイノベーション促進システム」の中で、非競争領域において関係企業群と共同研究コンソーシアムを形成し、そこでの研究成果を競争領域を中心とした大型共同研究に発展させて持続的自立を目指します。

企業の投資行動の分析等も踏まえた、オープンイノベーション促進システムのシステムとしての考え方は、以下のとおりです（以下、図2を参照）。

① 企業が共同研究に参画する前段階

企業は、学会への参加や大学における勉強会のような緩やかな連携や、個々の研究者との繋がりにより、大学とのコネクションを持ちます。この場合、学会や大学主催の勉強会においては、会費を企業から徴収しているケースが多く、一社当たり毎年十数万円の民間投資となります。

② 非競争領域における共同研究の開始

①のような取組を経てできた繋がりの中で、偶然知り得た大学の技術シーズがその企業にとって有望であることがわかると、大学に研究費を提供すること等により共同研究が開始されます。この場合、研究開発の内容は論文発表が可能な非競争領域に留まり、資金規模は案件や分野によって様々ですが、数百万～1,000万円程度が通常です。また、大学を中心とした複数企業によるコンソーシアムを形成して行われるケースがあります。共同研究へ移行するにあたっては、当該共同研究課題に対して、大学側からマッチングファンドが出る場合、企業は研究費投資の意思決定がしやすくなり、結果として共同研究が加速することになります。さらに、大学を中心とし、バリューチェーンを構成する複数企業によるコンソーシアムを形成することで、共同研究の成果をより社会実装に近づけることが可能となります。こうした取組を実現すべく、マッチングファンドにより非競争領域における共同研究を実施できる【共同研究コンソーシアムを形成】するための支援施策が、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）「オープンイノベーション機構連携型」です。

③ 競争領域を中心とした企業の事業戦略に深く関わる共同研究への移行

②の取組を通じて、非競争領域において共同研究を実施した結果、企業からは、そのコア技術が自社の企業戦略と合致するかがよりクリアに判断できるようになり、エビデンスをもって投資判断を行えるようになります。企業の事業戦略に関わる投資は、競争領域における産学共同研究に発展することとなり、従来の産学共同研究の10～100倍の投資、すなわち数億円規模の投資となると言われています。その分、研究開発の内容が競争領域中心となることから、研究開発の企画・契約額設定、企業との交渉、利益相反処理、進捗管理等の産学連携マネジメントは、これまでにない高度なものが求められることとなります。

こうした、企業の事業戦略に深く関わる共同研究を実施するにあたって必要とされる高度なマネジメント体制を構築するための施策が、本公募要領に示すオープンイノベーション機構の整備事業です。

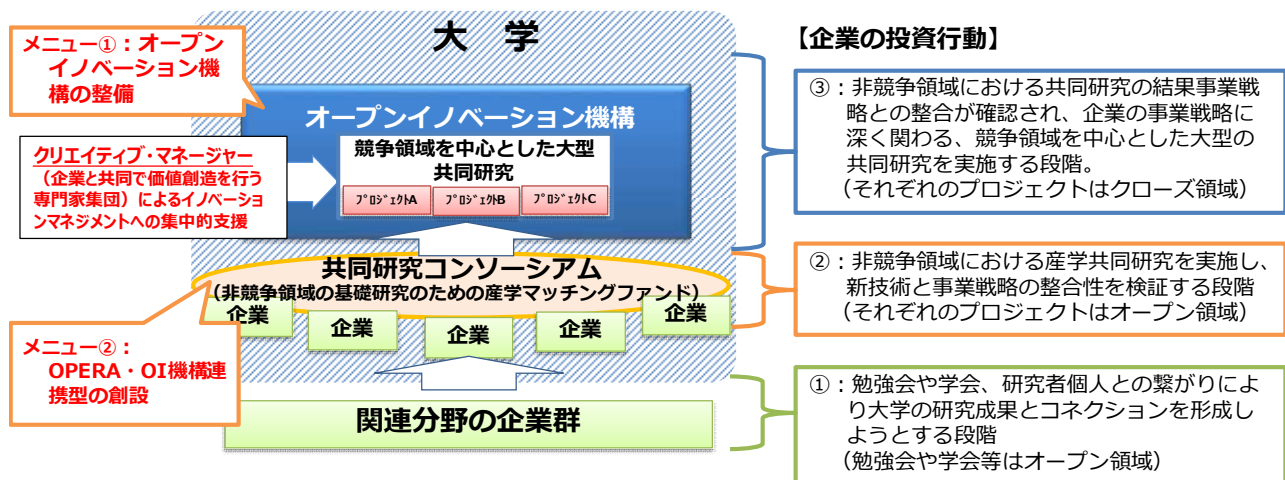


図2 企業の投資行動とオープンイノベーション促進システム

このように、オープンイノベーション機構及び共同研究コンソーシアム形成は、企業の投資行動の分析に基づき、オープンイノベーション促進システムとして機能することを目的としてそれぞれ支援メニューを用意しています。オープンイノベーション機構の整備は文部科学省事業、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラムは国立研究開発法人科学技術振興機構の事業ですが、それぞれを有機的に連携させたシステムとするため、両事業を担おうとする大学にあっては、関連する事業との有機的な連携に十分に留意しながら、資金、知、人材の好循環を通じて、成果の創出が確実になされるよう、保有するリソース、自主財源の活用を含めて柔軟かつ効果的に用いることが求められます。

また、オープンイノベーション機構で生み出された技術成果を用いた事業化を迅速かつ円滑に行うためのシステムが組み込まれていることが、オープンイノベーション促進システムの持続的成長にとって不可欠な要素であることから、技術成果の事業化に当たっては、パートナー企業や新たに設立されるベンチャー企業に対して技術成果のみならず、人材も移転することをあらかじめ想定した運営の在り方についても、実態に照らした上で留意しておくことが重要です。

3. 事業の概要

(1) 事業の内容等

本事業では、

- ① プロフェッショナルな人材による集中的なマネジメント体制の整備
- ② オープンイノベーション機構の形成を促進する取組

を支援します。

大型の民間資金を呼び込んで自立的に経営されるシステムを大学内部に形成し、大学のマネジメントを大幅に強化することにより大学の財務基盤を強化するとともに、企業との深い連携を通じて、社会実装の視点から自らの研究を考察するという意識改革をもたらし、組織改革、研究力強化、人材育成を加速します。オープンイノベーション機構の整備に関し、高い意欲と優れた構想を持つ大学を支援します。

各大学のオープンイノベーション機構においては、大型の共同研究プロジェクトを年間少なくとも数件運営し、支援終了時には間接経費や特許実施料収入等を基に、一定程度の自立的経営を目指してください。

なお、自立的経営の定義については、民間資金や大学の自主財源等も活用しつつ、国費による支援を要することなく、その運営が維持されている状態とします。事業終了後には、国による支援期間中の事業規模を踏まえつつ、同機構単位でみた場合には、自己収入で支出経費の予算措置が可能な状態を維持することを目指してください。

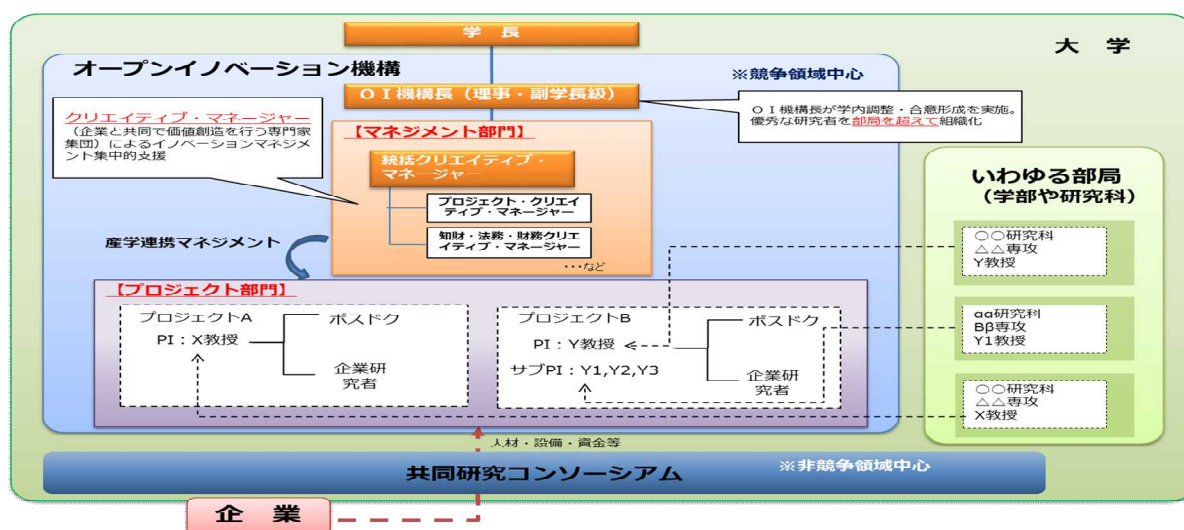


図3 オープンイノベーション機構のイメージ

また、オープンイノベーション機構を持続的に機能させていくための基盤づくりとして、非競争領域の共同研究コンソーシアムの構築を支援する OPERA のメニューである「オープンイノベーション機構連携型」に申請することも可能です。その場合、オープンイノベーション機構における研究開発内容は、OPERA における研究分野と同一性・類似性があり、OPERA における研究が競争領域の大型産学共同研究に発展する見通しがあることを要件とします。

(国立研究開発法人科学技術振興機構「産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)」ホームページ <http://www.jst.go.jp/opera/>)

① 「プロフェッショナルな人材による集中的なマネジメント体制の整備」の内容

(ア) オープンイノベーション機構長、クリエイティブ・マネージャーについて

オープンイノベーション機構には、大学として同機構の活動全体を統括する理事・副学長クラスの機構長を置いてください。オープンイノベーション機構は、「組織」対「組織」による産学連携の趣旨を踏まえ、学長直轄の組織にするなど設置・運営については工夫してください。

機構長は、オープンイノベーション機構の実質的な責任者として、同機構の体制構築について、強いリーダーシップを発揮して、外部からの招へい、アウトソース、学内教職員の再配置など最適な編成を行うことが求められます。自大学における戦略的経営を担う役員を配置するなど大学全体の戦略機能と整合させる形で本事業と相まって大学経営の成果を最大化させるように留意してください。

また、オープンイノベーション機構のマネジメント部門には、企業と共同で価値創造を行う専門家集団（本整備事業では「クリエイティブ・マネージャー」と呼称）を置き、競争領域を中心とした大型の共同研究の企画・提案、マネジメント等を行います。クリエイティブ・マネージャーは、オープンイノベーション機構の自立的経営に向けた戦略パートナーへのマーケティング、契約交渉、民間資金の獲得、利益相反・技術流出の防止などのミッションを担います。とりわけ、この中心人物となる統括クリエイティブ・マネージャーは、産業界での豊富な勤務経験や顕著な業績があり、企業経営にも精通していることが重要となります。また、オープンイノベーション機構の経営を軌道に乗せるためには、統括クリエイティブ・マネージャーが、責任をもって継続的・日常的に経営を行うことができる勤務形態とすることが求められます。

このような統括クリエイティブ・マネージャー等の給与体系については、学内にオープンイノベーション機構が設置されることから、各大学の実情を踏まえ、優秀な人材の確保、インセンティブの付与、適切な給与水準等に留意しながら、例えば成功報酬制の導入など成果に応じた給与設定とすることが期待されます。

機構長及びクリエイティブ・マネージャーのイメージ及び求められる資質・人物像は概ね以下のとおりです。また、採択後も、クリエイティブ・マネージャーの定期的なスキルアップに努め、オープンイノベーション機構として求められる優れた水準を確保してください。

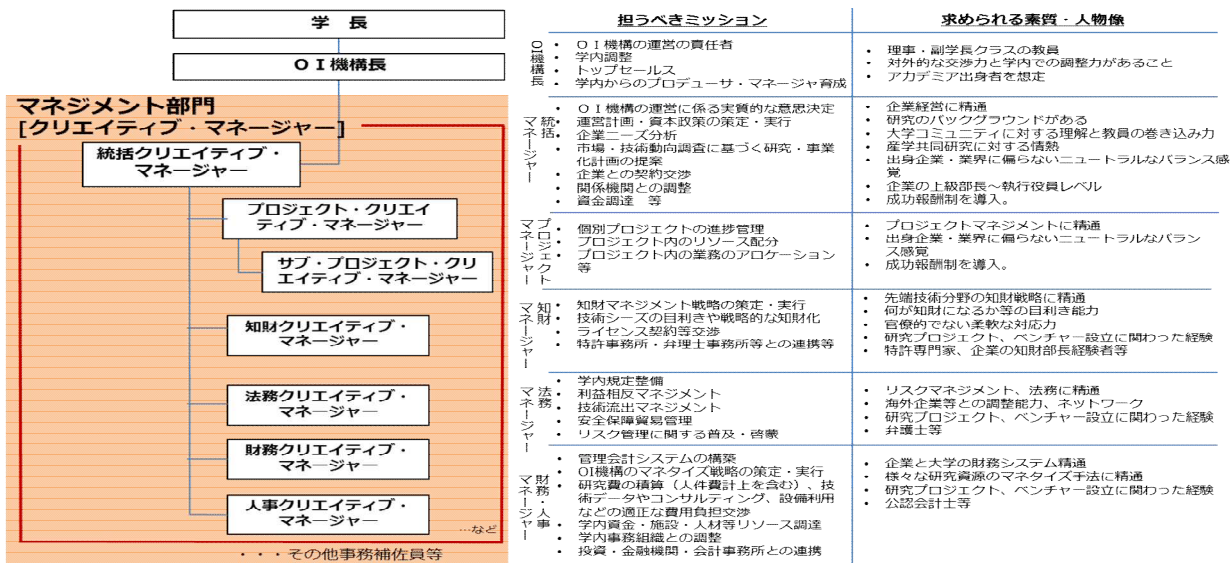


図4 機構長及びクリエイティブ・マネージャーに求められる資質・人物像のイメージ

(イ) 経営の自由度を確保するための適切な責任・権限体系の確立、財務管理体制の構築について

各大学のオープンイノベーション機構においては、一定程度の自立的経営を目指すことから、同機構における経営の裁量を確保するため、契約、知財管理等の責任・権限体系を確立し、経営自立化の進捗を測定できる財務管理体制を構築してください。

特に、財務管理体制については、これまでの各大学の共同研究契約では、共同研究に実際に必要となるコストを回収することができずに、共同研究を進めれば進めるほどに不足が高じてしまい、大学経営に悪影響を及ぼす可能性があるとの指摘があります。このため、企業との共同研究等の大型化を進めるに当たっては、間接部門も含めてどれだけのコストがかかっているか、費用対効果はどうなっているか等を分析し、経営に悪影響を及ぼさないようにすることが重要であり、当該体制の構築を通じて、管理会計的な発想から、共同研究等に係るコスト管理や効率化を行い、企業と価格面での契約交渉に活用することが期待されます。

また、オープンイノベーション機構が経営的に自立化するためには、企業との産学連携活動により生じた利益（例えば、「戦略的産学連携経費」の計上や教員人件費単価の独自設定などによる利益）を中長期的に活用していくことが期待されます。この場合、学内においてオープンイノベーション機構の収支を区分経理とするなどして、積立金（国立大学法人の場合は目的積立金）として活用できるよう組織内のガバナンス体制を確立することが求められます。

② 「オープンイノベーション機構の形成を促進する取組」の内容

学内においてオープンイノベーション機構を形成するためには、参画する研究者に必要となる研究員等の配置や研究設備の整備等のために必要な対応が求められます。しかし、このような取り組みに対しては、共同研究等の相手先企業が負担することが困難な場合も想定されることから、大学において、このようなオープンイノベーション機構の形成を促す取り組みを進めてください。

(2) 申請主体等

① 申請主体

本事業への公募申請は、国公私立大学（学校教育法第2条に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する大学に限る。）である大学）により行うこととします。ただし、予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者（大学）及び文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者（大学）は除きます。

なお、複数の機関（国公私立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、研究開発を行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等）における研究開発面での連携を行うことは可能です（補助金交付等の詳細は、「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」を参照）。

② 補助対象機関

上記①の申請主体となる機関とします。

(3) 申請内容

本事業の申請は1大学につき1申請とします。1大学から複数の申請があった場合、当該機関に

より申請されたすべての申請を審査対象外とします。

申請に当たっては、オープンイノベーション機構の整備を図るための全体概要図 Microsoft PowerPoint（以下、「パワーポイント」という。）を1頁で示した上で（様式1別添）、それぞれ以下の項目に従って、Microsoft Excel（以下、「エクセル」という。）及びMicrosoft Word（以下、「ワード」という。）（様式2）について100頁以内を目途に作成してください。なお、申請書類の作成に当たっての具体的な記載内容及び記載方法については、各様式に記載した留意事項や記載例を参考としてください。

① オープンイノベーション機構の基本情報

(ア) 申請者情報

(イ) 学内におけるオープンイノベーション機構の組織図、体制図

(ウ) マネジメント部門の名簿

(エ) オープンイノベーション機構長、統括クリエイティブ・マネージャー予定者等の略歴

(オ) プロジェクト部門の研究者名簿

(カ) 中心研究者の研究業績書

(キ) 特許・ライセンス契約リスト

(ク) 共同研究契約・受託研究契約リスト

(ケ) 過去の産学連携活動の実績

(コ) オープンイノベーション機構及び大学本部、研究者、企業（TLO）等への収益（間接経費、ライセンス収入等）の配分方法

(サ) 資金調達及び収支計画（支援5年間＋終了後1年間）

(シ) 各研究開発プロジェクトの概要

(ス) 年度別補助金執行計画表

② オープンイノベーション促進システムについて

(ア) オープンイノベーション促進システムの全体構成

(イ) 設置の趣旨・必要性

(ウ) 集中的なマネジメント体制の考え方及び特色

(エ) 経営戦略（大学の運営方針との関係性を含む）・事業終了後を視野に入れた目標

(オ) 企業への企画・提案マネジメントの考え方及び特色

(カ) 研究者チーム編成の考え方及び特色

(キ) 共同研究コンソーシアム形成の考え方及び特色

③ 資金調達

(ア) 財務マネジメント体制の考え方及び特色

(イ) 自立的経営の財源となる民間資金の獲得の具体的方法、目標額及びその前提条件

④ 知的財産・リスク管理

(ア) 知的財産戦略及びマネジメント体制の考え方及び特色

(イ) 保有する知的財産の競争優位性

(ウ) リスク管理体制の考え方

⑤ 研究開発プロジェクト

(ア) プロジェクト・マネジメントの考え方及び特色

(イ) 研究成果の事業化に向けたマネジメント体制（外部のTLO、ベンチャーキャピタルとの関係を含む）

(ウ) 研究開発プロジェクトの概要、特色・先進性、事業化の見通し

⑥ オープンイノベーション機構を通じた大学改革へのアクション

なお、文部科学省において、シンクタンク等を活用して、各大学のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクト等に係る期待される可能性・革新性の評価及び国際的なターゲット市場の選定、適切な事業化戦略のあり方について調査・分析し、審査及び採択後の文部科学省による継続的支援において活用する予定です。

(4) 選定件数及び事業規模

① 支援規模

本公募において採択する大学は8大学程度を予定しています。ただし、申請状況、申請内容等を勘案した結果、予定件数に限らない場合があります。また、本事業における1大学当たりの補助金交付額は年間1.7億円程度とします（採択件数等によっては、これより大きくなる可能性もあります）。

なお、本事業は最終的には民間資金、自主財源等による自立化を前提としているため、支援規模については事業の進展に応じて予算の範囲内で措置することとし、段階的に減額することを予定しています。具体的には、開始後4年目で支援規模を開始時の75%、5年目（最終年度）で50%とすることを想定しています。

(5) 事業期間

① 支援期間

支援期間は原則5年間とし、支援開始3年目に中間評価を実施します。中間評価の結果に応じて予算配分の減額などの計画の変更、取組の中止等の見直しを行うものとします。

② 文部科学省等による継続的支援

文部科学省では、採択大学に対して継続的な進捗管理を行うため、有識者からなる「ガバニングボード（仮称）」を設置し、シンクタンク等を活用して、大学のマネジメント体制の構築や資金調達計画等に関して支援・助言を行います。採択後は、各採択大学において開催されるオープンイノベーション機構に係る会議等に上記ガバニングボードから有識者の派遣を行います。またあわせて、年度ごとに、採択大学における進捗を踏まえ、計画の達成に向けた大学の活動を総合的に評価・勘案し、事業中止も含め、必要に応じて支援額等に反映させる予定です。

中間評価における評価対象は以下のとおりとします。

- オープンイノベーション機構のマネジメントの進捗状況等（審査基準のフォローアップ）
- 卓越したクリエイティブ・マネージャーの育成・確保の指標となる専門的な資格の取得状況
- 共同研究など産学連携活動を人事・給与に連動させた評価体制の構築
- 企業へのクロスアポイントメントの実施状況
- オープンイノベーション機構を通じた国際産学連携の展開状況 など

（６）経費

本事業の補助対象経費は、別紙のとおりとします。

（７）申請主体の自助努力

本事業の事業遂行を補完する経費について、申請主体の自助努力として学内資源を活用することを要件とし、原則として、年度毎に措置される文部科学省からの補助金交付額と同規模以上とすることを求めます。

学内資源として算入可能な経費は、各大学において補助対象となる経費を除き、本事業の遂行を補完する人件費や物件費等とします。

（リソースの具体例）

学内からの現物供与等（サポート人材の人件費負担、学内施設のスペースの提供／拠出を含む）、競争的資金等における間接経費や寄附金等

4. 申請について

下記①～②の提出書類を、電子メールにより、件名を「(〇〇大学) オープンイノベーション機構整備事業公募申請書類」としたうえで、提出期限までに文部科学省（8. 問い合わせ先参照）へ電子データにより提出してください。（電子データの容量が大きいなどの理由により電子メールでの送付が困難な場合は、事前に「8. 問い合わせ先」へご連絡願います。）

なお、審査上の指摘等によって申請内容を変更する必要がある場合は、申請書類の補正を認めることとします。

（提出書類）

- ① オープンイノベーション機構公募申請書（様式1及び別添（パワーポイント））
- ② ①の補足資料（様式2-①～様式2-⑥、様式3）

※様式1別添について（①）

- ・各スライドのサイズはA4とし、印刷の向きは横としてください。

5. 審査方法等

(1) 審査方法

有識者により構成される審査委員会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、詳細調査等を行ったうえで、原則としてオープンイノベーション機構に関するサイトビジットを実施（7月頃予定）します。その後、面接審査（統括クリエイティブ・マネージャーの人物評価を含む。）を行ったうえで（8月上～中旬頃予定）、最終的な採択候補を決定します。面接審査においては、必ず、オープンイノベーション機構長候補者及び統括クリエイティブ・マネージャー候補者は出席してください。

なお、最終的な採択候補に対しては、審査会での意見等を踏まえ、必要に応じて申請内容（統括クリエイティブ・マネージャー等の人選を含む）の見直しを行っていただく場合があります。

(2) 審査基準

本事業では、以下の①～⑦の7つの項目について審査します。また、①～⑦に関し、本事業の趣旨から最適な内容となっていない場合は、必要に応じて事業開始後（初年度）に詳細に検討、構築できるかを考慮して総合的に審査します。

① オープンイノベーション機構長及び経営戦略・目標

オープンイノベーション機構長は、大学経営と連動して戦略の立案・推進を担う役員を充てるなど、本事業を通じて大学の経営力の強化や大学改革の推進に貢献するために適切であるかを審査します。

また、オープンイノベーション機構の経営戦略が、各大学の中長期的な運営・改革方針と整合するとともに、同機構の目標が政府目標の「2025年度までに大学に対する企業の投資額を3倍とすることを目指す」にも寄与するものであるかを審査します。

② 統括クリエイティブ・マネージャーの業績、資質・能力等

オープンイノベーション機構の経営戦略・目標の実現に向けて、統括クリエイティブ・マネージャー候補者は、産業界での豊富な勤務経験や顕著な業績を有することを原則とし、求められるミッションを担うことができるかにつき、資質・能力（国際的に通用する高度なマネジメント、技術移転に相当するスキルなど）、エフォート率を総合的に評価します。

③ クリエイティブ・マネージャーによる集中的なマネジメント体制

オープンイノベーション機構の経営戦略・目標に基づいて、マネジメント部門の人材が適材適所に配置され、イノベーションマネジメントや企業への企画・提案マネジメントなど組織的に高度な技術移転業務を実施できる体制となっているか。プロジェクト部門は、研究領域や学部等を横断して研究プロジェクトチームが編成できる体制が取られているかを審査します。

また、既存の産学連携本部等の組織との連携・協働体制についても適切か審査を行います。

④ 資金調達

オープンイノベーション機構が支援終了後も持続的に自立的な経営が可能となる資金調達や収支計画が策定され、それを実現するための財務マネジメント体制（機動的な責任・権限体系、財務管理体制を含む）や具体的方法が適切に定められているかを審査します。

⑤ 知的財産・リスク管理

オープンイノベーション機構が企業の事業戦略に深く関わる研究開発を行う上で必要となる、知的財産を大学が保有しており、その競争優位性について、競合特許等との比較検証、産業構造・市場分析等を踏まえて審査します。

またあわせて、オープンイノベーション機構において適切なリスク管理体制が具体的に定められているかを審査します。

⑥ 研究開発プロジェクト

研究開発プロジェクトのロードマップやマイルストーンの実現可能性について、参画する研究者の研究力、当該研究開発の先進性・国際的な最新動向及び将来の市場動向・事業化可能性を踏まえて審査するとともに、プロジェクト・マネジメントや研究成果の事業化に向けた体制（外部のTLOやベンチャーキャピタルとの関係を含む）が具体的かつ適切に定められているかを審査します。

⑦ 大学改革へのアクション

オープンイノベーション機構の設置により、民間資金を原資とした大学全体の研究環境の充実、博士課程学生等の人材育成、大学ガバナンス改革（産業連携に係る迅速な意思決定、行動を可能とする一元的なマネジメント体制、技術シーズの見える化、産学連携が進む教員人事評価の制度化、インセンティブ設計（給与、スペース、研究費配分等）、クロスアポイントメント制度（大学から企業への出向実績）の普及等）、大学発ベンチャーの創出支援、国際産学連携の積極的な実施などの大学全体の改革アクションを伴うものかを審査します。

（3）審査に関する留意事項

オープンイノベーション機構を持続的に機能させていくための基盤となり得る非競争領域の共同研究コンソーシアム形成など、将来的に大学の有する研究リソースを持続的に本事業の対象とする競争領域に接続し得る可能性を有しているかという点についても考慮することとします。

6. 公募期間等スケジュール

本事業の公募申請の期間、及び今後のスケジュールについては以下のとおりです。

1. 募集開始 2018年4月3日（火）
2. 公募説明会 ※詳細については、文部科学省ホームページに掲載予定
3. 募集締切 2018年5月31日（木）17時
4. 審査 2018年6月～8月（予定）
 - 書面審査 6月中旬
 - サイトビジット 7月頃
 - 面接審査 8月上旬から中旬
5. 審査結果発表 2018年8月下旬（予定）
6. 事業開始 2018年9月頃（予定）

7. その他の留意事項

(1) 補助金交付等の手続きについて

本公募申請における採択大学の補助対象機関への補助金交付等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」（平成 22 年 2 月 1 日文部科学大臣決定）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」（平成 22 年 2 月 1 日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定）に基づき行います。

(2) 申請書類の取扱い

提出された申請書類について、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合、差し替えや訂正は認めません。申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともあります。また、採択後においても、採択が取り消されることがあります。

なお、本公募要領に基づきご提出いただいた申請書類等については、採択大学の選定に係る審査において必要な情報を収集する観点から、文部科学省が行う本事業に係る下記業務委託の受託機関へ提供させていただきます。

業務委託先が、申請書類等のみでは調査内容が不十分と判断した場合は、各大学へのヒアリング等を実施することに留意してください。また、書類申請内容に関して守秘義務が遵守されますが、業務委託先への提供が困難な情報が申請内容に含まれている場合は、その旨と提供すべきでない内容について、「8. 問い合わせ先」までご連絡ください。

※本事業に係る業務委託一覧

- ・オープンイノベーション機構事業執行の高度化に資する提案内容の分析等に関する調査
- ・オープンイノベーション機構の効果的な支援に係る調査

8. 問い合わせ先

文部科学省 産業連携・地域支援課 大学技術移転推進室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

中央合同庁舎第 7 号館東館 15 階

電話：03-6734-4261（平日の 9 時 30 分から 18 時 15 分まで）

E-mail：kengijut@mext.go.jp

(別紙)

オープンイノベーション機構の整備に係る経費について

○ 対象となる経費

本事業を実施するために必要となる人件費、事業実施費、設備備品費を対象とします。

詳細は、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」(平成22年2月1日科学技術・学術政策局長、研究振興局長決定)を参照してください。

本事業の補助対象経費は、概ね以下のとおりとします。

- ア) 本事業を実施するための業務担当職員(クリエイティブ・マネージャー等)の人件費
- イ) 本事業の顧問弁理士・弁護士等として委嘱に必要な経費
- ウ) 本事業に関する会議を開催する際に必要な経費
- エ) 本事業に関する研修等の経費
- オ) 本事業に関する資料作成のための原稿執筆報酬
- カ) 本事業に関する調査研究や会合・研修会への出席、連絡等に要する旅費
- キ) 本事業に関する机、いす、複写機等、実施機関で通常備えるべき物品のレンタル等に必要な経費
- ク) 本事業を実施するための戦略的な特許経費
- ケ) 本事業に関するセキュリティや管理会計システム等のサーバ導入、改修に必要な経費
- コ) 本事業に関する産学官連携に関する啓発活動等の会議を開催する際に必要な経費
- サ) 本事業の目的を達成するうえで、オープンイノベーション機構の形成促進に必要な経費(研究者の研究領域や学部等を横断した組織化に必要な経費、他機関(企業を除く)の研究者が参画するために必要な経費など、オープンイノベーション機構の形成において共同研究等の相手先企業による負担が困難な経費)

※ 補助金の交付は採択大学にのみ行いますが、他機関との研究開発面で連携した取組みは、上記のサ)の範囲で、採択大学からの委託費と

して他機関で経費を使用することができます。

※上記のものは、オープンイノベーション機構の形成促進に必要なスタートアップ経費であることから、補助金交付額の25%以内とし、4年目以降において補助対象外とする予定です。
なお、交付決定後に、補助対象経費の費目の額を増減する場合も、上記のものは補助金交付額の25%以内となるよう留意してください。

○ 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

- ア) 国立大学法人、学校法人等においては、運営費交付金、私学助成の補助対象者の人件費。
- イ) 酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費（ただし、本事業として行われる国際会議や国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用できます。）
- ウ) 本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費（訴訟経費を含む。）
- エ) 建物等施設の建設や不動産取得に関する経費
- オ) 実施機関の施設使用に関する経費
- カ) 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用に係る経費
- キ) 共同研究に参画する研究者への研究費支給に係る経費
- ク) 机、いす、複写機等、実施機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ケ) その他本事業の遂行に関連のない経費